

社会正義における公正さとは何か

— ロールズ『正義論』批判からみる「公正としての正義」についての考察 —

田中 見佳（愛知県立知立高等学校）

1. はじめに

(1) 正義論の背景

アメリカの政治哲学者であるジョン・ロールズ(John Rawls, 1921-2002)は、1971年に『正義論(*A Theory of Justice*)』を著した。それは、正義論の論争の土台を作り出す重要な役割を果たし、1970年代以降のアメリカの政治哲学を活気づける画期的な書物となった。

ロールズは、古典的な正義論を批判しながら、ロック・ルソー・カントの社会契約説を再構成(一般化・抽象化)し、正義の核心を「公正」に据えた正義論、「公正としての正義(justice as fairness)」を展開する。彼の理論の前提には、カント的な人格主義があり、正義にかなった体制を政治制度として理論化しようとしたところに、彼の理論のインパクトの大きさがある。『正義論』でのロールズのねらいは、正義とは何か、正義そのものを理論的に考察することではなく、正義を実現するための原理を思考し、功利主義に代わる新たな正義論を提示することである。そのためにロールズが採用したのは、社会契約を締結し、一つの社会を構成しようとする人々に原初状態という条件の下で、複数の異なる正義と社会体制の原理を提示し、人々がどのような原理を採用し、契約を締結するかを調べる方法を用いる。そして、原初状態に置かれた人々が選択した原理が、最も社会正義に適っていると考える。このようにして採用されたのが、「正義の二原理」である。ロールズは、「正義の二原理」を確立していく過程で、功利主義批判を展開する。功利主義においては、善が正に対し優先される。これは、社会全体の善を最大化するという観点から、少数者の権利が軽視されたり、資本家階級のような社会的成功者の利益が容易に正当化されてしまう。このことは、目的論を排して、義務論の立場に立つべきだとするロールズの考えに示されている。これは、善から正を導き出すのではなく、政治社会における正しい手続き、及び原理を措定し、そのルールに従う限りでのみ各人は自分にとっての善を追求できるとする立場であり、彼が社会契約論的アプローチをとるのも、このことと関連している。

そもそも、ロールズは、『正義論』において機会均等という個人の自由を尊重する原理を核心としながらも、生まれや能力などの差から生じるスタートラインの違いにも配慮できる社会を築くことを目指す。個人の能力などの差を考慮しない平等が、不平等に繋がることもあり、機会均等だけでは不十分である。そこで、生まれた環境や能力などに恵まれない人々に財の再分配を行う「格差原理」を正義の原理に加え、偶然性に起因する格差を排除し、同じように将来を展望できる環境を作ることこそ社会正義に適うと彼は、考える。

(2) 本論文の目的

ロールズの「正義の二原理」は、第一原理で「平等な自由の原理」、第二原理で、「機会均等原理」と「格差原理」を規定している。ロールズの正義論の最大の特徴は、「格差原理」といえる。人々に自由と機会均等を保障するという形式的な平等のみではなく、格差が最も恵まれない人の状況の改善に資する場合にのみ認められるのか、国家による再配分が正当化されるのか。ロールズが「格差原理」を「正義の二原理」の一つとして何故、採用したのかをロールズ批判を通じて明らかにすることにより、社会正義における「公正さ」とは何かを考察することを本論文の目的とする。

2. ロールズ『正義論』の概要

(1) 「公正としての正義」

ロールズは、『正義論』を著す目標を以下のように述べている。

「本書の達成目標は、ロック、ルソー、カントに見られるような、社会契約というよく知られた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の構想のひとつを提出することに向けられている。」(『正義論』p.16。)

彼は、社会契約論的アプローチを用いて、公正な配分の合理的基準の導出に関する議論である正義論の再構築を目指している。これは、アリストテレス以来の政治哲学の主要テーマに対する現代的取り組みである。彼が社会契約説を援用したのは、多数者の利益のために少数者の権利が犠牲にされる危険性を孕んでいる功利主義の正義の概念に対抗するためである。そして、合理的個人が平等な自由という仮説的状况下で下すであろう選択に正義の諸原理を求めることの方が望ましいと考えるからである。それは、以下の引用から窺える。

「平等な自由という仮説的状况のもとで合理的な人びとがなすであろう選択一差当たって、この選択問題に解があるものと想定するものとして一が、正義の諸原理を決定する。」(『正義論』p.18。)

公正な配分の合理的基準を導出するための方法として、彼は社会契約論における仮説的設定を原初状態(original position) (「この原初状態は、実際の歴史上の事態とか、ましてや文化の原始的な状態とかとして考案されたものではない。ひとつの正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粋に仮説的状况」『正義論』p.18。)とした。そして、そこで合意されたことは、公正なものとし、「公正としての正義」という概念を提示し、手続き上の条件にも注目した。原初状態のひとつの特徴として、人々は、自分の境遇、階級上の地位や社会的な身分や生まれながらの能力や知性、体力や資産の状況、各人の善の構想や心理的な性向を知らないという「無知のヴェール(veil of ignorance)」に覆われた状態

で諸原理を選択することとなる。これは、自然本性的な偶然性や運・不運が結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすることがないようにするためである。「無知のヴェール」という状況に置かれた正義の感覚を発揮できる自由かつ合理的な存在者である個人の間で選択、合意されたことが正義の諸原理となる。ここで選択・合意された正義の諸原理は、以下の二つの原理である。

「その第一の原理は、基本的な権利と義務を平等に割り当てることを要求する。第二原理は、社会的・経済的の不平等（たとえば富や職務権限の不平等）が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益（そしてとりわけ社会で最も不遇な [= 相対的利益の取り分が最も少ない] 人びとの便益）を補正する場合に限られる、と主張する。」（『正義論』 pp. 21-22。）

第一原理は、政治的自由（選挙権・被選挙権）、言論および集会の自由、良心および想の自由、人身の自由、所有権、恣意的な逮捕や押収からの自由などを含む「平等な自由の原理」である。第二原理は、所得や富の分配、権限や責任の相違を伴う組織の在り方に関わり、前者(a)は、「格差原理」、後者(b)は、「公正な機会均等原理」と呼ばれる。

続いて、この二原理に共通する正義観（「これらの原理は社会の基礎構造に対して第一義的に適用され、権利と義務の割り当てを律し、社会的・経済的諸利益の分配を統制する。」）『正義論』 p. 84。）を「正義の一般的構想」として取り出している。

上記に示された二つの原理が衝突した場合、第一原理が第二原理に優先され、第二原理の中では、機会均等原理が優先される。

「二つの原理は、第一原理が第二原理に先行するという逐次的順序に従って配列されなければならない。この順序付けは、第一原理が保護する平等な基本的諸自由の侵害は、社会的・経済的利益の増大によって正当化されえない（あるいは補償されえない）ということの意味している。」（『正義論』 p. 85。）

上記のような優先順位の取り決めを、「辞書式の順序 (lexical order)」という。最も優先させなければならない原理を第一に置くということである。「平等な自由の原理」である第一原理を優先するのは、これが社会の基本構造を規定し、人間の権利と義務に係わっているためである¹。そして、第二原理のうち、後にくる(b)が(a)より優先されるのは、「辞書式の順序」とは言えない。「辞書式の順序」とは、基本的には個人の自由に関する規定が最優先されるという順序の原理を表しているからである。（ロールズは、整合性を保つためにのちに、この順序を入れ替えている。）ロールズの主張は、機会均等原理に比重を置いて

¹ 魚躬(2016)によると、ロールズにとって、第一原理の「承認」がきわめて強い優先権を持つということと、原理が制度に適用された場合、二原理が相互に影響して互いを確固としたものとする事は矛盾しない。魚躬正明,「ジョン・ロールズ『正義論』の改訂について(1)－原初状態と自由の優先権を中心に－」,『成蹊大学法学政治学研究』,2016,p14。

いるように見えるが、彼の真意は、最も不利な立場に置かれている人々の長期的な見通しを最大化する点にある。格差原理こそロールズの正義論の大きな特徴である。

(2) 格差原理

格差原理には、人間を単なる手段とみなすのではなく、目的とみなさなければならないというカントの道徳哲学である「人格主義」の影響がある。カントは、人間を理性的存在者と捉え、それを「人格」と呼ぶ。彼は、『道徳形而上学原論』の中で、人格について以下のように述べている。

「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでもまたいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない」（『道徳形而上学原論』 p. 103。）

人格は自分自身と他者の両方に同等に認められるものであり、人格は単に手段としてではなく、つねに同時に目的として見なされる。現実の社会において、人間は互いに手段となる場合がある。社会における役割や職業などは、目的達成のための手段である。しかし、それを担った存在者（人格）が道具と異なるのは、手段としての意味を持つだけではなく、つねに同時に目的そのものとして存在することである。ロールズは、格差原理において、カントの人格主義に基づき以下の引用のように述べている。

「なぜなら、互恵的な相対的利益のために不平等を調整し、平等な自由という枠組みの内部で自然的・社会的な状況の偶発事を搾取・利用するのを慎むことを通じて、自分たちの社会のまさしく根本法規たるものに即して、人々は互いに対する敬意を表明するからである。このようにして、そうすることが自分たちにとって合理的であるがゆえに、人びとは自分たちの自尊を確実なものとする。このことを別の言い方で表すところなる。正義の諸原理は、社会の基礎構造において、お互いを単なる手段としてのみではなく目的それ自体として扱いたいという人びとの欲求を明示している、と。」（『正義論』 p. 243。）

また、ロールズが、「正義の二原理」を提示し、そこから演繹的に理論を展開していくという手法は、カントの形式主義の影響を受けたと思われる。カントの形式主義は、定言命法に見ることができる。彼は、「君の格律がいついかなる場合でも同時に法則として普遍性を持ち得るような格律に従って行為せよ」と定言命法を立て、それをどこまでも普遍化して矛盾が生じないものを法則と考える。

ロールズは、偶然性に起因する不平等を是正するため、以下のように「矯正原理」を説いた。

「矯正原理とは、不当な（＝受諾に値しない）不平等は矯正を必要とする原理である。すなわち、生まれの不平等と自然本性的な〔才能や資産の〕賦存の不平等は不当な

ものであるため、何らかの仕方で補正されなければならない。したがって、あらゆる人を平等に扱い、正真正銘の機会均等を提供するためには、生まれつきの資産が過少な人びとや恵まれない社会的地位に生まれ落ちた人びとに対して、社会がもっとも注意と配慮を払わなければならない、と矯正原理は主張する。」（『正義論』 p. 135。）

矯正原理は、他の諸原理（＝平均的な生活水準を改善する原理または、共通善を促進する原理）との兼ね合いを図りつつ比較考量されるべき原理である。矯正原理の一つとして格差原理は、存在する。ロールズは、格差原理に基づく矯正を目指しているため、格差原理は、初めから格差そのものを否定しているわけではない。そのことは、以下の引用から読み取ることができる。

「あたかも全員が同一のレースを公正な基盤に基づいて競い合うことが予期されているかのように、もろもろのハンディキャップ（不利な条件）を解消する試みを、格差原理が社会に要求することはない。」（『正義論』 p. 136。）

（３）「原初状態」

原初状態において、「無知のヴェール」下で採用された社会正義の契約条項は、例外を認めず（一般性・普遍性）、変更もできず（最終性）、対立する複数の要求を適切に扱え（順序付け）、契約当事者全員が納得して受け入れる原理の形をとって、周知徹底される（公示性）必要がある。これらの形式的要件は、正しさの概念や道徳的であることの意味から自動的に導出されるものではない。五つの要件の妥当性は、自分たちの諸制度がどうあるべきかに関する様々な要求を当事者間で調整する際に、正義の諸原理が果たす役割から引き出される。

ロールズは、政治社会の仕組みを基礎づけるために社会契約論を再構成しようとしたわけではない。合理的な個人を前提とし、理性的な推論によって社会的協働のために正義の諸原理を導出するために社会契約論における自然状態に相当する「原初状態」という概念を導入している。そして、彼は、古典的功利主義とルソーの「一般意志」やカントの「定言命法」をモデルとした自分自身の社会契約説の本質的相違を明確にし、原初状態において、マキシミン・ルールのもとで公正な選択ができるように「無知のヴェール」のという仮説を導入する。これは、選択に際し、当事者は目の前にヴェールが掛けられていて、ある事柄をあらかじめ知ることができない状況である。

偶然性による能力差がある各個人間では、公正な決定に至ることは不可能である。原初状態において、人々を「無知のヴェール」下に置いたのは、自然的・社会的環境を自分に有利になるように利用しようとさせないようにし、偶然性の影響を排除するためである。「無知のヴェール」下で合理的な個人が集まり合議するのではなく、五つの要件と「無知のヴェール」下でも、知っているという二つの積極的な側面を基に、個々人の合理的な判断に委ねられる。その結果、各人が導出したものが、「正義の二原理」である。これらのことは、以下の引用から言える。

「原初状態は、今後のある時点に生活するだろう全員を一度に包括するような全体会議であるとか、ましてや、過去のある時点に生存しえたかもしれない全の集会であるとも考えられるべきではない、と。(中略) すなわち、[原初状態に課される] 諸制約は同一の原理がつねに選択されるようなものでなければならない。無知のヴェールはこの要求事項かなう主要な条件に相当する。無知のヴェールは、入手可能な情報が重要な関連性を有すること、さらにその情報がつねに同一でありつづけること、その両方を確実なものにしてくれる。」(『正義論』 pp.187-188。)

相互の無関心と「無知のヴェール」が結びつくと、原初状態にある各人は、結果的には他者の善を考慮せざるを得なくなる。社会契約論の場合、自然状態は人間の本性に基づいて規定され、政治社会への移行前の克服されるべき自然社会の推定であったのに対して、ロールズの原初状態は、人間の本性の中にある功利的側面にヴェールをかけ、相互の人格の尊重に基づく社会を論理的に構成していくための前提となっている。

3. ロールズ『正義論』に対する批判と考察

1971年に『正義論』が出版されると、政治哲学や法哲学、経済学など様々な分野から称賛や批判が相次ぎ、論争が起こった。1970年代の論争は、主にリベラリズムとリバタリアニズムの間で行われた。しかし、1980年代になると、コミュニタリアニズムが登場し、両者を激しく批判するようになった。

以下では、ロールズの正義論に対する主要な批判として、リバタリアニズムからノージック、コミュニタリアニズムからサンデル(Michael J. Sandel, 1953-)、経済学者のセン(Amartya Kumar Sen, 1933-)を取り上げ、彼らの批判に対して考察を加えていく。

(1) リバタリアニズムからの批判(ノージック)

ノージックは、『正義論』が出版された三年後の1974年に、ロールズに対抗すべく正義論として、原理的リバタリアニズムを体系化した『アナーキー・国家・ユートピア』を著す。原初状態ではなく、自然状態にある人々が、自らが正当に獲得した財産を守るために相互に交渉して、権利保護のための協会(protective associations)を作り、それらの協会が競争したり、統合したりすることを通して、最小国家が設立されるに至るまでの歴史的過程をシミュレーションしている。「最小国家」は、自然状態に由来する各人の所有権を保護し、侵害された際に矯正する役割に自己限定する。それ以上の役割、特に再分配機能を持った国家は、国家の本来の目的に反し、各人の権利を侵害することになるので許されない。

彼は、この著書の第7章「分配的正義」でロールズ批判を展開する。この著書は、原理的リバタリアンの出発点となるにふさわしい言明から始まる。

「諸個人は権利をおっており、個人に対してどのような人や集団も（個人の権利を侵害することなしには）行えないことがある。」（『アナーキー・国家・ユートピア』、i。）

ノージックが思い描いている権利とは、人身の自由と所有権である。ノージックがこうした諸権利に関する言明を与える根拠は、ロックによって考察された自然状態を説明する中にある。自然状態においてこれらの権利が侵害されることがあるとしても、否定されることはない。彼のロックの自然状態の理解は以下の通りである。

「ロックの自然状態において、諸個人は『自然法の制限内で、許可を求めたり他人の意志に依存したりすることなく自分が相応しいと思う通りに、行動を律し財産と一身を処分するについて、完全に自由な状態にある』。自然法の制約は『他人の生命・健康・自由・財産を侵害してはならない』と要求する。これらの制限を超えて『他人の権利に侵入し…相手を害する者がある』と、これに対して人々は、このような権利侵害者から自分や他者を防衛することが許される。害を受けた当事者と彼の代理人は、『彼の蒙った損害に対する賠償となりうる限度で』侵害者から取り戻すことが許される。また、『誰でもその〔自然〕法の侵害者に対して、法の侵害を阻止しうる程度の罰を与える権利を有する』。つまり、個々人は犯罪者に対して、『冷静な理性が命ずる限りにおいて、その者の侵害に比例したもの、つまり〔原状〕回復と〔犯罪〕抑止に資するだけのものを報復する』ことが許され、またそれ以上のことは許されない。」（『アナーキー・国家・ユートピア』 pp. 15-16。）

ノージックのロールズ批判は、①格差原理と原初状態、②原理のマクロの適用とミクロの適用の二点を軸としている。

ノージックは、格差原理を支持するロールズの議論、特に各自が持つ生来的才能の分配状態は社会全体で分け合う一つの共同所有（集合所有）と考えるのが、最も望ましいという彼の仮説に反対する。ロールズは、格差原理について、これは結果的に生来的な才能の分配を共通の資産とみなし、それが「無知のヴェール」を外した後で、どのような結果になっていようとも、分配の様々な便益を分け合うということを人々が合意していると考えた。この見解に対し、人格の不可侵性と人格は手段ではなく目的として扱われるべきというカントの命法を尊重していないとノージックは批判する。人格を生来的な能力等を含めて捉えるノージックに対して、ロールズは両者を別々のものとして考える。そのため、格差原理では、生来的に恵まれた人の能力や資産を社会的弱者のために手段として利用していることとなる²。ノージックは、生得的な能力等を差し引いて純化されたロールズの人格概念に疑問を呈する。最終的に整合性のある人格の概念構成（人格は手段ではなく目的として扱われる）が残るのかどうか、疑問となるとこまで行き着き、初めて人格は尊重され

² ロールズもノージックも、自己の理論がカントの定言命法に即していることを主張している。板橋亮平、「ノージックによるロールズ批判の再検討ー社会的協同の存在理由ー」、『年報筑波社会学』第17号、2005、p. 54。

るとノージックは以下のように言う。

「共同資産としての自然的才能をどう考えるかは、人々によって異なるであろう。ある者達は、ロールズの功利主義反対論をオーム返しにして、これは『個人間の区別を真面目に考えていない』と不満を言い、人々の能力と才能を他人のための資源として扱うようなカントの再構成などというものが適切でありうるだろうか、と首をかしげるだろう。『正義の二原理は…人々を互いの福祉の手段とみなす傾向すら排除する。』これは、人々とその才能、能力、特徴との間の区別をごく強く押し進める場合にのみ、言えることにすぎない。この区別がそこまで押し進められた時に何らかの整合的な人格概念が残るのかどうかは疑問である。我々の内のこのように純化された人格（のみ）が手段とみなされないからといって、様々な特徴でいっぱい我々がなぜそれを歓迎せねばならないのか、またも明らかではない。」（『アナーキー・国家・ユートピア』 pp. 376-377。）

そして、ロールズには、生得的な資産を集合的に所有されるものとみなしたいとする傾向がある。彼の立場では、個々の才能や人格的特性の所有は、偶然性や運・不運の問題であり、誰も自分の生来的資産やそれらから生じる便益に値するわけではなく、誰もその人が生まれながらに持っている才能には値しない。これに対して、ノージックは、才能を含めた生来的資産の恣意性が、それを所有する権原（資格）を弱めるものではないと以下のように反論する。

「値の基礎となっている様々なものがそれ自体 [受けるべき] 値であり、それが最後までずっと続いてゆく、という必要はないのである。」（『アナーキー・国家・ユートピア』 pp. 371。）

さらにノージックは、たとえ人々が恣意性は個人の所有や個人の生得的な資産やそれらから生じる分配上の便益を受けることを弱めることを認めたとしても何故、諸資産の生来的な所有を認める権原理論ではなく、格差原理を受け入れなければならないのか、人々が生来的な資産を所有する権原を持たず、それらが共同体に属するという結論には達しないのではないかと疑問を呈する。これでは、分配的正義の概念として、権原の概念や歴史論的な概念を導出することができないと、彼は述べている。そのために、所有の獲得、移転、矯正等の問題について、歴史的に考察することも、各人の所有における権原という観点から考察することもできない。ノージックは、原初状態で選択する人々は、あたかも神から下された食べ物であるマンナを配分するかのようだと皮肉っている。配分の資源がどこから調達されたのか、それを配分する権原を所有する者は誰なのかが、全く問われていない。すべての財には、所有権が存在するはずである。これをすべて無視して、「正義の二原理」が選択されているかのように指摘する。

また、格差原理についてノージックは、「無知のヴェール」下で、当事者がマキシミン・ルールに基づき選択するならば、最も恵まれない人々の福祉が重視され、様々な社会制度の

評価が、最も恵まれない人々の生活状態という論点に還元されてしまうことを批判する。また、彼は格差原理は、生来的な才能に恵まれた人と恵まれない人の間で、非対称であると考え。生活条件の悪い人々の福祉が重視されるために、才能に恵まれた人々の利益が軽視され、才能に恵まれた人々がその才能を伸長できる社会システムとなっていない。ロールズの格差原理が適用された不平等なシステムの下では恵まれない人々は、平等なシステムの下でよりも、大きな利益を受けるため不満を言うてはならないことになる。しかし、恵まれた人々は何故、不満を言うてはならないのかという疑問が残る。

最後に、ロールズは、「正義の二原理」は、社会のマクロな構造に適用されるものであり、ミクロな事例により、これに対して反論してはならないと主張する。しかし、ノージックはこれに対して、原理は常に日常的なミクロの部分で妥当性が示すことができるべきだと反論する。

ノージックの批判に対してロールズは、社会の基礎構造こそが、正義論が論ずべき第一の主題であるとの立場を再度、明確にする。そのうえで、リバタリアンの理論は、基礎構造を視野に入れていないことを指摘している。保有物に関する三つの正義の組合せとしてノージックの最小国家論のような議論では、人々に基本的権利を付与し、市民としての活動に際してのルールを体系的に規定する基礎構造の問題は発生せず、社会的な協同は、自発的に合意する人々によって作り出された以上のものではなくなる。国家は、私的結社の一つとしての協会と理解される。そこには、万人に適用される公法の体系は存在せず、私法のネットワークがあるだけである。ロールズに言わせれば、全てを私的契約関係に還元しようとするリバタリアンの理論は、社会契約ではない。全ての権利関係を私的な合意に還元する形で捉えようとするノージックの議論は、基礎構造における正義の原理、公法の体系を生み出す原理を求める土俵が違うという立場を取ることで批判をかわしている。それは、ロールズが正義論を著す目的を振り返ると、より鮮明になる。

「本書が提出する理論はたしかに正義の通常の意味を拡張するものではあるけれども、この理論は日常言語の意味論として提示されるものではなく、社会の基礎構造に当てはまる一定の分配原理を説明するにほかならない。」（『正義論』 p. 15。）

「そうした目標を達成するためには、原初的な契約を特定の社会に入るためのもの、もしくは特定の統治形態を設立するためのものだと考えるべきではない。むしろ本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。」（『正義論』 p. 16。）

ノージックは、移転の正義に基づく取引を繰り返すうちに、非常に裕福になる人やその反対に貧しくなる人が出てくる可能性があるため、「正義の結果状態原理またはパタン付き分配原理」に基づく政府が、格差を縮小しようとするれば、私人間の取引に干渉せざるを得なくなる。それに対して、ロールズは、あくまで格差原理は社会的・経済的不平等を制御する主要な公共の原理や政策に適用され、権原や報酬のシステムを調整し、このシステムの運用のために使われている慣れ親しまれた日常の基準や規則のバランスを取るために使

われると、社会の基礎構造に関わる原理であることを再度、強調する形で反論する。

格差原理は、基礎構造とそれに基づく公法のシステムに係わる原理であり、個人の財産形成や私人間の契約関係に直接介入することではない。この点を強調することでロールズは、所有権を中心とする私人間の権利関係を管轄する権原理論とのすみ分けを図るとともに、格差原理は、社会主義と同様に個人の基本的自由を制限するという批判を退けようとする。

ノージックのロールズ批判の根本は、両者の社会契約による国家の設立と所有権の設定の仕方に起因する。ノージックは、社会契約以前に各人が自然権の一つとして所有権を持ち、それをより確実に守るために社会契約により国家を設立すると考えるのに対し、ロールズは、国家が設立されなければ所有権の保障がなされないと考える。このことは、理想とする国家³に違いが生ずる。そして、国家による再分配を認めるか否かの問題が発生する。国家による再分配を認めるロールズの考えを正当化したものが、「格差原理」である。これに対して、ノージックは批判をするが、「正義の二原理」は、社会の基礎構造についての原理・原則であり、ロールズは、「反照的均衡」という手法を使って導出している。そのため、ノージックの批判に対するロールズの反論は、応答できていると言える。

(2) コミュニタリアニズムからの批判（サンデル）

1970年代半ばに登場したノージックやフリードマン(Milton Friedman, 1912-2006)ら、リバタリアンは、リベラリズムが自由に徹しておらず、国家による再分配を前提にしていることを批判している。しかし、1980年代になると、今度はその逆に、リベラリズムが自由すぎることを批判するコミュニタリアンが台頭する。コミュニタリアンは、様々な文化的な「共同体」の中で培われる諸個人の価値観を重視する立場である。共同体ごとに培われる価値観を無視して、正義の原理を普遍的に探究することが可能であるかのような議論をするリベラリズムを批判する。コミュニタリアンが問題にするのは、主として、自由主義的な政治や経済を支えている哲学や人間観である。彼らは、リベラリズムやリバタリアニズムが想定している程、人間は自由に振る舞うことができるのではなく、共同体的な価値観によって拘束されている面が、不可避免的に大きいため、それを踏まえた政治哲学が必要であると考えられる。

リベラリズムとリバタリアニズム、コミュニタリアニズム三者の間では、自由に対する考え方で若干の相違がある。それは、リベラリズムとリバタリアニズムとの対立で争点となる自由は、各個人の個々の行動における選択の幅に関わる制度的な自由に対して、リベラリズムとコミュニタリアニズムとの対立で争点になる自由は、個人の生き方や価値観の多様性に係わる哲学的な自由である。

サンデルは、1982年に『リベラリズムと正義の限界』を出版し、ロールズから始まったリベラリズムを批判する。彼は、ロールズの正義論と、それと密接に結び付いた近代的な「自我」に対する考えを批判することを通して、「共通善」を復活させようとするコミュニ

³ 久保田(2003)によると、ノージックの国家は、「最小国家」であり、ロールズの国家は、(ノージックの言う)「拡張的な国家」である。久保田実生、「ロールズとノージックー社会正義と自然資産の分配をめぐる一」、『哲学論文集』, 2003, pp. 128-129。

タリアニズムの立場をとる。

カントは、善・幸福と道徳・倫理と正義を分けて考える。カントにとって道徳・倫理とは、自ら立てた道徳法則に従うことである。その限りにおいて、各人が生の目的として追求する善・幸福から道徳・倫理は厳格に区別される。正義もまた、適法性に対する道徳性の区別として、カントにおいて道徳・倫理から区別されており、道徳性の適法性に対する優位が説かれている。しかるにロールズは、道徳・倫理と正義とを分けて考えるという点ではカントと同じであるが、カントとは逆に前者（善・道徳・倫理）に対する後者（正義）の優位を説く。

近代においては、共同体の共通目的としての共通善は、設定されていない。各人が、それぞれ、自らの人生における善または幸福を他者から妨害されることなく自由に追求することが想定されている。各人の善の追求が、相互に尊重され、妨害されないことが権利であり、それを体系化し全員が守るべき規則を定めたものが正義である。それゆえ近代において正義は、あくまで個人の善の追求を保障する権利という資格でのみ存立するという色彩を強めることになる。その意味では、各人の善が（共通目的としての）共通善に先行することになり、その結果、「共通善と結びついた正義」自体の価値も低く見積もられることになる。こうしたことは、自らの意志を明確に持ち、自分の生の目的を設定し、それを合理的に追求する「自我(カントのいう人格)」の存在と結びついている。各人が、自らの目的を決め、一貫して追求し、自らの人生における善の構想を実現する能力を持っているとすれば、共通目的としての善を与える必要はない。

しかし、原初状態における「正義の二原理」の選択を唱えるロールズは、自我の自律性を強調するカントよりも、アリストテレス的な意味での善の理論の方へ、やや回帰している。社会を構成する全員が自らの人生における善と追求するうえで共通に必要なものを、正義の枠内で設定し、それを協同で追求しようとしているからである。アリストテレスの配分的正義に通じる格差原理は、「公正(なルール)としての正義」というよりは、社会の構成員全体にとっての善の中身にある程度、介入している。全員を強く拘束する「共通善」ではなく、そのニーズが広く共有されると思われるもの(=「善」)を、緩やかに設定しているとロールズは想定している。

サンデルは、ロールズが、善の理論に回帰している部分については評価している。だが、社会の構成員たちが、相互の関係や自己についての情報を遮断された「無知のヴェール」という想定の下では、人々が共通の善の実現のために、「正義の二原理」について合意することに向けての動機づけを説明できないとしている。

サンデルが着目するのは、リベラリズムにおける人間観である。リベラリズムの始点は、個々人が追求する多様な善を尊重すべきであるという考えである。しかし、ここで重要とされているのは、具体的な善の内容ではなく、選択主体としての個人である。こうした個人は、自分自身の選択により、自分の人生を自ら設計していく存在と考えている。このようなリベラリズムの人間像に対し、サンデルは、「負荷なき自我(unencumbered self)」と呼び批判した。その理由は、以下の引用から言える。

「私の議論では、自分自身をまったく負荷なき自我として構想することは、われわれ

が通常認めている、広範囲な道徳的・政治的責務の意味を理解できなくなることである。その責務によって、われわれは、特定のコミュニティ・生活史・伝統における成員であることと結びついている。」（『リベラリズムと正義の限界』p. iii。）

リベラリズムでは、各個人は選択主体として人間であって、自分に及んでくる外部的な負荷を一切排除している。例えば、その人が育った家庭や地域、さらには社会や時代など様々な環境がある。サンデルによると、こうした個人を特徴付ける「負荷」を取り去り、均一化された人間がリベラリズムの根底にある。この「負荷なき自我」という考えは、ロールズの「無知のヴェール」という仮定に見ることができる。ロールズが「正義の二原理」を提示する時、生来的な能力や生まれ育った家庭環境、地位や身分、性別、経済状況など各個人の具体的な状況を一切排除し、そのうえで各個人が、どのような選択をするかを問い直している。ここで想定される人間は、「負荷なき自我」しか残っていない。「負荷」を無視して、自らの目的を自ら選択できると言っても説得力がない。そこでサンデルは、各人の人格を自己完結したものとして捉えるのではなく、その個人が属する共同体との関係において捉えるコミュニタリアニズムの視点が不可欠であると主張する。家族、地域、国家など各種の共同体の中で培われる慣習や暗黙の了解が、各人の自己理解の基盤を提供している。各人が自己理解を深めようとすれば、共同体に立ち返り、共同体にとっての「共通善」について考えざるを得ない。サンデルは、リベラリズムが想定する自己完結的なアイデンティティを有する「負荷なき自我」に対して、共同体との繋がりを自覚した「状況付けられた自我(situated self)」という概念を対置させている。このような自我に対する理解は、自我を個人主義的に理解することではなく、間主観的に理解することである。

「間主観的構想によれば、一定の道徳的環境では、自我を適切に記述するために、単独の、個々の人間存在以上のものが含まれるかもしれない。つまり、何らかの特定の人間存在以上に、家族・コミュニティ・階級・国家とかに責任が帰せられ、責任がある場合とされる。」（『リベラリズムと正義の限界』p. 70。）

個人の生来的な能力を例に考えてみるとロールズの場合、これは個人に分け与えられた偶然的なものであり、自我はこれから区別される。だが、サンデルは、その能力を個人から分離できないとする。そして、その能力を開花させるためには、他者の支援が必要である。そのため、生来的な能力をもとに得た成果を排他的に独占できないと彼は考える。

（3）経済学からの批判

ロールズの正義論に対する支持や批判は、経済学の分野からも向けられた。功利主義的な原理に基づく厚生経済学（社会の良し悪しを、個人の効用を集計した厚生という概念を用いて数量的に比較する）の第一人者であるケネス・アロー(Kenneth Joseph Arrow, 1921-)は、社会的基本財の平等な分配を体系的に追求した点においてロールズを高く評価する。

その一方で、ロールズが提示した原初状態において、「無知のヴェール」という想定の下で、人々がリスクを回避するために、マキシミン・ルールを選択するということは、既

に厚生経済学では取り入れられていることや各人の選好を尊重する限り全員一致で社会的正義の概念を採択することは不可能であることを指摘する。また、厚生経済学者のハーサニー(John Harsanyi, 1920-2000)は、原初状態で採用されるのは、マキシミン・ルールではなく平均効用原理だと考える方が合理的だと指摘する。それは、自分がどのような社会的地位を占めることになるかが不確実であるとしたら、私的利益の最大化を図ろうとする合理的な個人は、どのような行動原理を採るのかという指摘である。格差原理は、起こり得る最悪のケースのみに注目したうえで、最小効用の最大化を図るマキシミン・ルールを意味するが、そのようなルールを採用する人は、極端なリスク回避主義者に限られる。多くの人々は、起こり得る様々な状態における確率を想定・比較し、結果的に期待される自己の効用の最大化を図るに違いないと主張し、証明している。これは、ハーサニーが提唱する「期待効用最大化原理」である。原初状態で何らかの原理が合意されたとするなら、それは格差原理ではなく、期待効用最大化原理である。アローもハーサニーも、ロールズの正義論が功利主義に代わる新たな理論を提示できていないと考える。それは、社会的基本財の効用は、個人間で異なり比較ができないため経済学の立場から見ると、ロールズの格差原理は、社会制度に直接適用できない。

これに対して、ロールズは、原初状態における「無知のヴェール」下では、個人の選好のみではなく、リスクに対する個人の選好や不確実性下での行動原理に対する個人の選好も覆い隠すものであると考える。つまり、ロールズは不確実性下での合理的選択という、彼らの問いの立て方、それ自体を退けている。それは、経済学者らが個人間の資源配分という正義の問題を不確実性の下で、個人内の資源配分という問題に還元していると指摘する。

経済学と倫理学の融合を試みた経済学者が、アマルティア・センである。センもアローやハーサニーと同様に、ロールズが功利主義を克服できていないことを指摘する。インド出身のセンは、貧困や飢餓、経済的不平等が何故、生じるのか、そして、これを克服するにはどうすれば良いかという問題に直面する。彼は、貧困は単に生産性の問題だけではなく、また、飢饉の発生は食糧の絶対的な不足によるものではないと考える。貧困や飢餓を考えるためには、自然的要因だけではなく、経済的要因も考慮しなくてはならないとする。しかし、センは経済学が依拠する人間像において根本的な問題があると指摘する。それは、人間を「ホモ・エコノミクス」と考えること、つまり、自己の利益の最大化のみを行動原理と想定することである。経済学は、このような人間像を前提として、そこからどのような結果が導出されるかを分析する。だが、このような、「純粋な経済人は事実、社会的には愚か者に近い」とセンは言う。経済理論が依拠する人間像は、「合理的な愚か者」に他ならない。これに対して、センは人間の行動の動機として、「共感」や「コミットメント(commitment)」という概念を提唱する。両者は、他人の利益に配慮する点で共通しているが、共感では他人の利益に配慮することが自分の利益にも繋がる。しかし、コミットメントは、自分の利益が侵害されても他者に配慮することである。コミットメントこそが、センの思想的な立場を表している。それは、センにとって社会的不平等が根本問題であるからである。

センは、ロールズが格差を正義論の主題として取り上げ、その解消のために正義の諸原

理を導出しようとする点は支持する。しかし、センは、ロールズの社会的根本財というアプローチは功利主義と同様に、人間存在の多様性を考慮していないことを以下の引用のように非難する。

「人々がもしも基本的にきわめて類似しているならば、基本財という指標は、不平等の度合いを判定するのにとてもよい手段となるかもしれない。だが、実際のところ、人々はそれぞれの健康状態、年齢、風土の状態、地域差、労働条件、気質、さらには（衣食の必要量に影響を及ぼすという点で）体格、の違いに伴って各人各様に変化するニーズを持っているのではないだろうか。だから、少数の難しい事例を無視しようとしているところだけではなく、事実人々の間ではきわめて広く見られる種々の相違を考察の対象から落としているところ、ここに格差の問題点がある。」（『合理的な愚か者』 p. 250。）

つまり、ロールズの議論の始点である「原初状態」に対する批判である。ロールズは、各人が、合理的で理性的と仮定される「無知のヴェール」の下で、「正義の二原理」が合意として導出されると主張する。そして、「格差原理」に従い、格差を社会的根本財の再分配を通じて是正すると言う。だが、センは実際の社会は、多様性を持った人々の集合体であるため事後的な格差是正ではなく、各人の状況に応じた格差是正に向けた取り組みが必要であるとする。そして、ロールズの分配が社会的根本財の分配に止まっている点を批判する。彼は人間の多様性を論拠とし、障がい者の立場を例として挙げる。例えば、同じ社会的根本財を健常者と障がい者が所有しても、その効用は異なる。それにも係わらず、財を平等に分配することは、平等主義を徹底しきれていない。人間の多様性を考慮すれば、同じ財を手に入れても、同じように善き生き方・価値のある生き方を実現できるわけではない⁴。そこでセンは、ロールズのような社会的根本財の分配による弱者救済ではなく、「潜在能力(capability)」の平等による弱者救済を説く。「潜在能力」とは、人々の行いや在り方に関する基本的能力の豊かさや社会的根本財を活用し、人々がどのくらいの生き方の幅を持つことができるかを表す概念である。それは、生存の危機に対する耐性を高めるのみではなく、各人が主体的に生きていくためには不可欠な基本的能力である。生き方の幅のうち、特に人間生活の基本となる移動、衣食住、社会生活への参加などについては、可能な限り平等を目指すべきだと、センは主張する。例えば、自由に移動できるように、すべての人に平等に自転車（財）を分配したとする。しかし、同じように自転車をもらったとしても、全員が自転車に乗って、自由に移動できるか否かは異なる。障がい者の中には、自転車を自由に乗れないかもしれない。このような人々も自由に移動できるようにするためには、どのようにすればよいのかを思考することが「潜在能力アプローチ」である。

⁴ ロールズの真意は、正義原理を持つ「秩序ある社会」から、「標準範囲」から外れた人々を排除することにはなく、第一、第二ステージで正義原理と憲法が制定された後の法と実践のステージで、社会的根本財をめぐる具体的対立を調整するという「四段階の系列」（『正義論』第4章第31節参照）を確立することにあつた。後藤玲子、「差異の平等—センによるロールズ正義理論批判の射程—」、『経済研究』一橋大学, 2014。

つまり、センにとっての正義は、ロールズの社会的基本財の代りに、潜在能力の平等を図ることである。それは、すべての個人に対して一定の客観的・絶対的⁵な基本的能力（潜在能力）を保障するために、個別的特徴（身体的・精神的その他）に応じた格差的な資源の分配を目指すのである。

4. おわりに

20世紀に登場したロールズは、功利主義思想の優れた点を認めつつも、批判を展開した。そして、功利主義に代わる正義論として、「公正としての正義」を提示した。ロールズは、原初状態において、人々が自己の能力や属性といった自分自身に関する情報を遮断された状態である「無知のヴェール」下で、功利主義ではなく何故、「正義の二原理」が選択されるのかということを演繹的に論証した。

紀元前の古代ギリシアから現在まで、様々な正義論が提示されているが、未だにその論争は続いている。そのような状況の中で、ロールズ正義論の画期的な点は、「正義の二原理」において「格差原理」を導入し、「最も恵まれない人びと」への配慮を打ち出した点である。これは、各人は手段としてではなく、目的として扱わなければならないとするカント哲学の応用である。

ロールズは、人間の自然的不平等は認める。しかし、矯正原理としての性格を有する「格差原理」を採用する限り、自然本性的不平等は緩和されなければならないとロールズは考えた。それは、以下の引用に示される。

「矯正原理とは、不当な（＝受諾に値しない）不平等は矯正を必要とする原理である。すなわち、生まれの不平等と自然本性的な〔才能や資産の〕賦存の不平等は不当なものであるため、何らかの仕方で補正されなければならない。したがって、あらゆる人を平等に扱い、正真正銘の機会均等を提供するためには、生まれつきの資産が過少な人びとや恵まれない社会的地位に生まれ落ちた人びとに対して、社会がもっと注意を払わなければならない、と矯正原理は主張する。偶発性の偏りを平等の方向へと矯正するというのがその理念である。」（『正義論』p.135。）

彼は人間の生まれつきの才能や能力の不平等も不当なものであるため、個々人の生来の能力を「共通の資産 (common asset)」とみなすことにより、自然的不平等は緩和されなければならないとした。それは、以下の通りである。

⁵ 当事者自身の主観的な認知を超えて、彼（女）の境遇改善に必要であるととともに、その必要性が広く人々の公共的・理性的判断によって了解されるという意味での「客観性」。社会・経済的文脈に応じて変化する可能性を持つものの、各時代・各社会に生まれた一人ひとりの個人の生に照らして必要だという意味での「絶対性」。

「格差原理は、生まれつきの才能の分配・分布を（いくつかの点で）共通の資産と見なし、この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする、ひとつの合意を実質的に表している。生まれつき恵まれた立場におかれた人びとは誰であれ、運悪く力負けした人びとの状況を改善するという条件に基づいてのみ、自分たちの幸運から利得を得ることが許される。有利な立場に生まれ落ちた人びとは、たんに生来の才能が優れていたというだけで、利益を得ることがあってはならない。利益を得ることができるのは、自分たちの訓練・教育にかかる費用を支払うためだけであり、またより不運な人びとを分け隔てなく支援するかたちで自分の賦存を使用するためだけである。」（『正義論』p. 136-137。）

彼によれば、格差原理は、相互扶助・互恵の概念を表すとともに友愛（fraternity, 「格差原理は友愛のありのままの意味、すなわちく暮らし向きのあまりよくない他者の便益にならないとすれば、より大きな相対的利益を占めることを望まない」という観念と合致するように思われる」（『正義論』p. 142.）に対する解釈も提示している。それは、自由や平等に比べて無視されてきた友愛という理念を現実化していく一つの方法でもある。格差原理の実践的意味は、雇用などの割当制に見られるような不利益を被ってきた人々の状況を是正するための積極的政策介入を正当化する。

また、ロールズは功利主義とは異なり、善と正を分け、正の善に対する優位性を説く。そして、彼が実質的な善の議論に踏み込まないのは、思想や宗教の多様性を容認するという立場に起因する。各人の善は、各人の善に委ねられているため、ロールズの正義論は、善き社会の全体像を示すことができない。リベラルな立場の人々が多くの問題に同意しないということを前提にして、一定のルールを社会契約により作ろうとするものである。社会の基礎構造についてマクロ的に、「正義の二原理」を理念・理想として定式化し、それに反しないようにミクロ的な事柄を規定してゆくのは合理的である。

最後に、ロールズが生来的な能力差や偶然性、運・不運に起因して発生する格差是正を説いたのは、女性参政権運動であった母親と弁護士であった父親の影響があったことは否めない。彼は、幼少期より男女平等の信念や人種や階級による差別を憎悪する姿勢を早くから植えつけられた。また、生地ボルティモアでは、アフリカ系住民の比率が高く、黒人の生活実態に触れたり、避暑地で先住民に接し、少数者であるマイノリティが教育を受ける機会を十分に与えられず、将来の見通しも暗いものであることを知った。そして、1955年に始まった公民権運動により、社会的・経済的弱者である黒人の差別に対する怒りに触れた。生まれ育った家庭環境や社会の状況が、ロールズに思想的影響を与えたことが推測できる⁶。ロールズは、本人の努力では改善することができない生来的な能力差や偶然性、

⁶ リベラリズムの一つの起源は宗教改革に続く、16・17世紀の宗教戦争の経験にある。この戦争において、同じ神を信仰するキリスト教徒たちが、自分こそ真正な信仰を保持していると主張し、互いに殺戮を繰返した。この経験から、「寛容(tolerance)の原理」の確立とその受容へと繋がった。岩田靖夫『倫理の復権』,岩波書店,1994,p. 52。

リベラリズムの立場を取るロールズにとって、「寛容」は、何らかの思想的影響を与えたものと思われる。

運・不運に起因して発生する格差を自然的不平等として認める。しかし、その矯正を目指し、「格差原理」を正義の原理に取り入れた意義は大きい。

参考文献

- ・ジョン・ロールズ（川本隆史，福間聡，神島裕子訳），『正義論（改訂版）』，紀伊國屋書店，2010。
- ・ジョン・ロールズ（田中成明，亀本洋，平井亮輔訳），『公正としての正義 再説』，岩波書店，2004。
- ・アマルティア・セン，（大谷健，川本隆史訳），『合理的な愚か者』，勁草書房，1989。
- ・アマルティア・セン／後藤玲子，『福祉と正義』，東京大学出版会，2008。
- ・カント（篠田英雄訳），『道徳形而上学原論』，岩波文庫，1960。
- ・チャンドラ・クカサス／フィリップ・ペティット（山田八千子，嶋津格訳），『ロールズ「正義論」とその批判者たち』，勁草書房，1996。
- ・デイヴィッド・ジョンストン（押村高，谷澤正嗣，近藤和貴，宮崎文典訳），『正義はどう論じられてきたか』，みすず書房，2014。
- ・マイケル・サンデル（菊池理夫訳），『自由主義と正義の限界』，三嶺書房，1992。
- ・ロバート・ノージック（嶋津格訳），『アナーキー・国家・ユートピア』，木鐸社，2014。
- ・岩田靖夫，『倫理の復権』，岩波書店，1994。
- ・川本隆史，『ロールズ 正義の原理』，講談社，2005。
- ・坂本達哉，『社会思想史の歴史』，名古屋大学出版会，2014。
- ・寺島俊穂，『政治哲学の復権』，ミネルヴァ書房，1998。
- ・中正昌樹，『いまこそロールズに学べ』，春秋社，2013。
- ・渡辺幹雄，『ロールズ正義論の行方』，春秋社，1998。